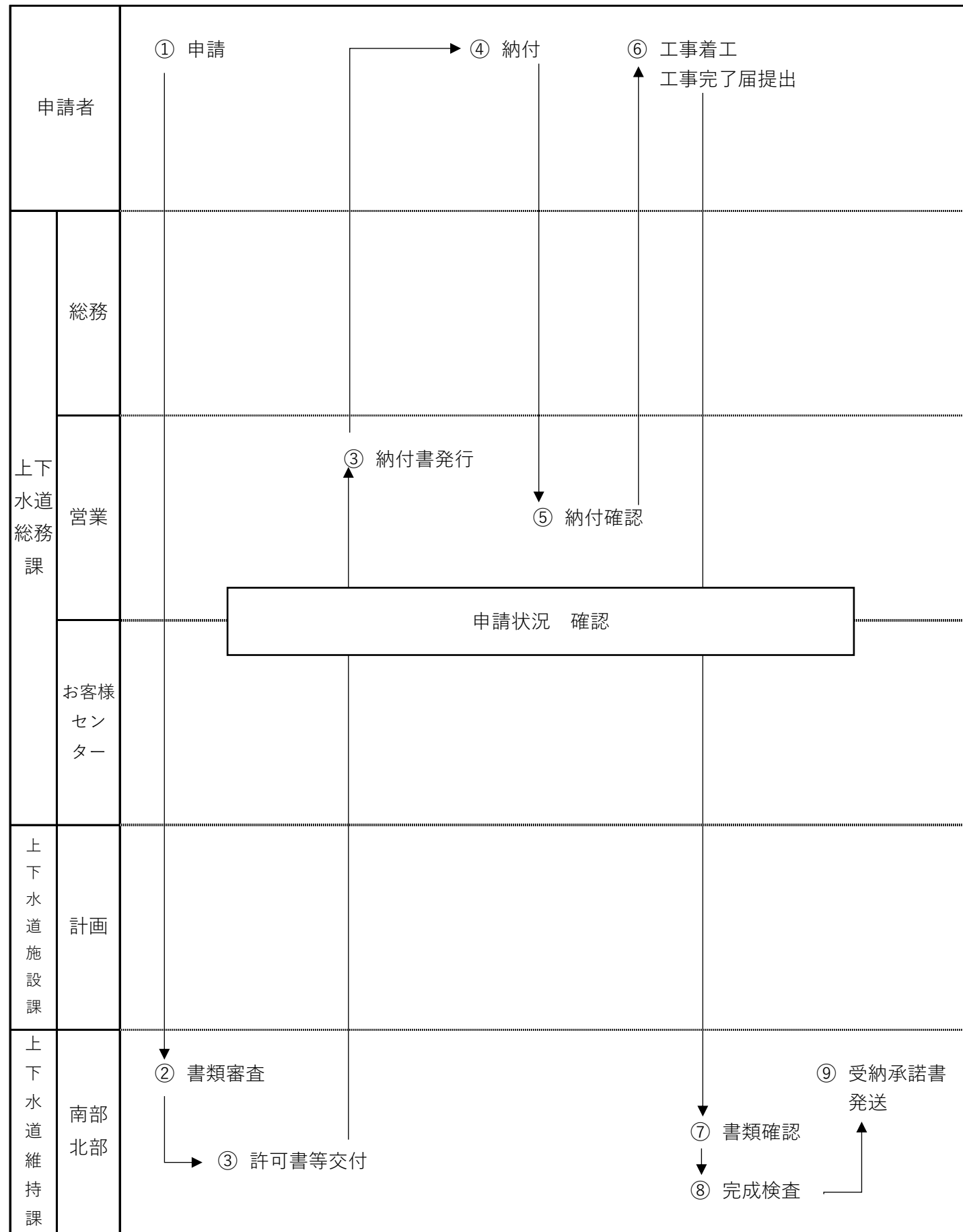


# 事務処理フロー図

(令和5年2月14日現在)

事務名： 公共ます及び取付管設置工事の申請

根拠法令： 北杜市下水道条例、北杜市下水道条例施行規程、北杜市農業集落排水処理施設条例、北杜市農業集落排水処理施設条例施行規程、北杜市下水道事業受益者分担金徴収条例、北杜市下水道事業受益者分担金徴収条例施行規程、北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例、北杜市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程



項番	項目	説明
①	申請	申請者より「公共ます及び取付管特別設置（移転・撤去）申請書」の申請を受け付けます。
②	書類審査	提出された申請書類の内容や添付書類の審査を行います。
③	許可書等交付 納付書発行	「公共ます及び取付管特別設置許可通知書」を交付します。 「受益者分担金」の納入通知書兼納付書発行します。
④	納付	送付された納付書にて、「受益者分担金」を納付してください。
⑤	納付確認	納付状況を確認します。
⑥	工事着工 工事完了届提出	受益者分担金を納付後、工事に着手してください。 工事完了後、「公共ます及び取付管特別設置工事完了届」を提出してください。
⑦	書類確認	提出された届出書類の内容や添付書類の確認を行い、不備等がなければ受理いたします。
⑧	完成検査	公共ます及び取付管設置工事の完成検査を実施します。
⑨	受納承諾書 発送	完成検査後、「受納承諾書」を申請者に発送します。